

**新庁舎移転に伴う産業廃棄物及び一般廃棄物処理業務委託（本庁舎 2 階相当分）
仕様書**

- 1 委託業務名 新庁舎移転に伴う産業廃棄物及び一般廃棄物等処理業務委託（本庁舎 2 階相当分）
- 2 履行場所 千葉市中央区千葉港 1－1 千葉市役所
- 3 委託期間 令和 5 年 4 月 2 4 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで

4 業務内容

履行場所から搬出される産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬・処分を行うこと。

産業廃棄物については中間処理施設まで運搬し、中間処理施設内で分別処理後、最終処分場で適正に処分すること（収集運搬及び中間処理は、本契約業者が一体で行うこと）。なお、運搬後有価物となるようなものについて、運搬後適切に再資源化等の処理がなされる施設に搬入すること。

一般廃棄物については再資源化処理施設（再資源化処理施設に搬入できない場合は千葉市の清掃工場）に搬入すること。

なお、収集運搬の具体的なスケジュール等については、発注者及び発注者が別途委託する「千葉市新庁舎移転に係る不要什器等廃棄総合支援業務委託」受託者（以下「廃棄総合支援業務受託者」という）の指示に従うこと。また、荷捌場までの荷下ろし作業等は発注者が別途委託している「千葉市新庁舎什器等移転業務委託」受託者（以下「移転業務受託者」という）である SBS ロジコム株式会社が行うため、協力して作業を行うこと。

5 資格要件

本業務の受注者は、産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の収集運搬業及び処分業、及び一般廃棄物収集運搬の許可を受けていることを要件とする。

6 一般事項

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはいけない。
このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。
- (4) 本市では、環境マネジメントシステム（C－EMS）を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の低減に関する取組みを行っていることから、本業務の履行においても、可能な範囲で環境に配慮して作業を実施すること。
- (5) 本業務については、以下の関係者が参画しているためそれぞれ指示に従い、あるいは協力して業務にあたること。

発注業務名等	業者名
廃棄総合支援業務受託者（全体スケジュール調整等）	（決定後通知）
移転業務受託者（荷捌場までの荷下ろし等）	SBS ロジコム株式会社
千葉市新庁舎開庁準備支援業務委託（新庁舎移転関係全体支援）	コクヨマーケティング株式会社

- (6) 処理困難と思われるものが発見された場合は、みだりに収集運搬等せず必ず発注者・廃棄総合支援業務受託者に報告し、対応について指示を仰ぐこと。
- (7) 本仕様書に定めがない事項は、発注者と受注者と協議の上、定めることとする。

7 服務規律

- (1) 業務従事者は鍵の貸与を受けた場合、管理を徹底するとともに本業務を遂行するために必要な場合に限って使用することとし、複製はしないこと。
- (2) 業務従事者は、履行場所の図面など業務に関する資料の閲覧又は貸与を受けることができる。貸与を受けた場合は、管理を徹底するとともに、本業務を遂行するために必要な場合に限って使用することとし、複製はしないこと。
- (3) 業務従事者は、履行場所が公共施設であることを十分に認識し、礼儀正しく品行を慎み来庁者に対しては親切丁寧を旨とし、仮にも粗暴な言動があつてはならない。
- (4) 業務従事者は、昇降機を使用する際は、他の利用者に対して声かけをしてから乗り入れ、来庁者を優先させること。
- (5) 業務従事者は、拾得物について、ただちに発注者に届け出ること。
- (6) 業務従事者は、本業務に関係のない場所及び部屋への出入りはしないこと。
- (7) 業務従事者は、業務中の飲酒、その他職務遂行を怠るような行動をとってはならない。
- (8) 敷地内全面禁煙であるため、遵守すること。

8 業務内容

- (1) 履行場所から排出される産業廃棄物及び一般廃棄物を積込みし、処分場まで運搬処理する。
- (2) 受注者の事業範囲

産業廃棄物に係る受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。

一般廃棄物についても事業範囲（千葉市内の収集運搬）を証する許可証の写しを発注者に提出すること。

◎産業廃棄物の収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：収集・運搬（積替保管除く）

許可の条件：_____

許可番号：第000000000000号

◎産業廃棄物の処分にに関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：第000000000000号

- (3) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価

発注者が、受注者に収集・運搬及び処分を委託する廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

ア 産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
 - ・金属くず
 - ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
 - ・混合物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）
- イ 一般廃棄物
- ・木くず等

◎収集・運搬及び処分に関する種類、予定数量及び委託単価

種類 : 廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
 予定数量 : 220.00m³ ※
 単価 : 1m³当たり 金_____, _____円
 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____, _____円)

種類 : 金属くず
 予定数量 : 19,670.00 kg ※
 単価 : 1kg当たり 金_____, _____円
 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____, _____円)

種類 : 一般廃棄物
 予定数量 : 880.00 kg ※
 単価 : 1kg当たり 金_____, _____円
 (うち消費税及び地方消費税の額 金_____, _____円)

※1日あたりの搬出量を概ね産業廃棄物30m³・一般廃棄物200kg程度として発注者等から搬出スケジュールを提示するため、原則それに従って収集運搬すること（搬出は令和5年4月下旬～5月の平日及び土曜日日中を想定している）。

(4) 産業廃棄物処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____
 所在地 : _____
 処分の方法 : _____
 施設の処理能力 : _____

(5) 産業廃棄物最終処分の場所、方法及び処理能力

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(6) 搬出時には発注者が立ち会うこととする。

(7) 搬出時に、発注者が積込量を確認するものとする。

(8) 収集・運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わないこと。

(9) 適正処理に必要な情報の提供

発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有廃棄物の有無

キ その他取扱いの注意事項

(10) 見積金額は、産業廃棄物については1 m³あたり、一般廃棄物については1 kgあたりの収集運搬・処理費とし、契約はこれに消費税を加算した金額による単価契約とする。なお、産業廃棄物管理票の用紙代等は本委託に含むものとする。

(11) 産業廃棄物管理票は、搬出時に発注者が必要事項を記入するので、処理段階に応じて適正に回付すること。

(12) 収集運搬日は発注者等が提示するスケジュールで指定された日とする。

(13) 本業務において、業務の履行状況が明確にわかる写真（積み込み時と排出先、それぞれの場所で撮影すること）を収集運搬車両単位で撮影し発注者に提出すること。また、発注者側の指示に応じて必要な書類があれば提出すること。

(14) 輸配送

ア 使用する自動車については次のとおりとする。

（ア）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

（イ）前記の規定にかかわらず可能な限り低公害かつ低燃費な自動車を使用すること。

（ウ）建物に着車できるサイズが4 t車までのため、それ以上の車格の車は使用しないこと。

イ 履行の確認に関することについては次のとおりとする。

（ア）適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

11 委託料の支払等

（1）受注者は、本業務を完了したときは、「業務報告書」「業務完了届」を発注者に提出し、本業務の検査を受けるものとする。

（2）受注者は、（1）による発注者の検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。

（3）発注者は、（2）の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。